労働相談Ｑ＆Ａで解決！

雇用保険

Q　退職間際になって、雇用保険の資格取得手続きが取られていないことが分かりました。遡って加入出来ますか。

Ａ　雇用保険は、２年間遡って加入することができますので、会社に加入の手続を依頼し、対応してくれない場合はハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。
　なお、場合によっては２年以上遡ることができる場合があります。

解説はこちら

○　雇用保険の手続は会社など事業主が行うこととなっています。
　原則として、労働者を一人でも雇用すれば「雇用保険被保険者資格取得届」の提出など、雇用保険に関する各手続を行わなければなりません。

○　会社など事業主が雇用保険の手続を怠った場合でも、遡って加入することができます。
　遡ることができる期間は２年ですが、給料から雇用保険料が控除されている場合は、控除されていることが分かる期間について、２年を超えて遡ることができます。

どうすれば？

○　まず、会社など事業主に雇用保険の手続をするよう依頼しましょう。その際には〇〇日までにしてください、と期限を切りましょう。

○　会社などの事業主が、手続をとらない場合は、ハローワークに相談しましょう。
　その際には、雇用条件や雇用された日が分かる契約書などの書類、そして、被保険者負担分の保険料が控除されている場合は、２年以上古い源泉徴収票や給与明細などを探して用意しましょう。

○　なお、会社など事業主が雇用保険の手続を行っているかどうかは、ハローワークでも確認できます。手続は、会社の住所地のハローワークやご自分の住所地のいずれでもできます。ただし、電話ではなく、ハローワーク指定の「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票」の提出（持参・郵送・電子申請可）が必要となります。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局
　〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827
相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

◎　山梨県内のハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク甲府（甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡）
電　話　　055（232）6060
ハローワーク富士吉田（富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）
電　話　　0555（23）8609
ハローワーク大月（大月市、上野原市、北都留郡）
電　話　　0554（22）8609
ハローワーク都留（都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村）
電　話　　0554（43）5141
ハローワーク塩山（山梨市、甲州市）
電　話　　0553（33）8609
ハローワーク韮崎（韮崎市、北杜市）
電　話　　0551（22）1331
ハローワーク鰍沢（南巨摩郡、西八代郡）
電　話　　0556（22）8689